

インターネットに関する校内運用基準について

1. この基準は、都立清瀬特別支援学校（以下「本校」）におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。
2. 本校でのインターネットの利用目的について
 - (1) 各教科・領域での学習
 - (2) 教職員の研修
 - (3) 他学校及び関係諸機関との交流・連携、本校児童・生徒・教職員が利用できる。
3. 個人情報の取り扱いについて
 - (1) 以下に挙げる項目については電子メール・ホームページを問わず一切の外部への送信・公開を行わない。
 - 児童生徒の住所・電話番号・生年月日・成績に関する内容
 - 緊急連絡網・児童生徒名簿・PTA名簿などの一覧
 - (2) (1)に該当しない児童生徒に関する個人情報をホームページ上で公開する場合も、児童生徒または保護者の同意を前提とする。また、公開の際はその範囲は必要最小限度にすること。
 - (3) 個人情報については、インターネットを利用する者一人ひとりがその取り扱いに十分注意する。
 - (4) (1)の内容の取り扱いについては、インターネットを通して流出することが無いように留意する。また、他の情報についてもハッキング・クラッキングなどの被害に遭わないように、インターネット上でのセキュリティについても十分に配慮を行う。
4. 教職員による指導の徹底
 - (1) 教職員は、著作権・知的所有権に配慮し、インターネットにおける基本的モラルに留意した上で、児童・生徒がインターネットの情報に接し交流する時のモラルなど、基本的な態度を育成する。
 - (2) インターネットの特性を考慮し、偶然にも教育上有害な情報に接しないように事前にブラウザの設定を行うと共に、教員もインターネットに習熟し適切な指導を行う。
5. 重点配慮事項
教育機関としての公的責任を果たすために下記の内容については重点的に配慮を行うものとする。
 - (1) ホームページに公開する内容については、言語・表現方法・内容等、人権に関わる表現に配慮する。また電子メールなどで情報を発信する場合も上記の点について適切な配慮を行う。また、情報保障の考えに基づきアクセスしやすいホームページを作成する。
 - (2) 非合法的な情報や公序良俗に反する情報、個人・団体を誹謗中傷する内容の情報等、学校教育に望ましくない情報の送受信が行われないように校内でインターネットの使用の管理を徹底する。
 - (3) インターネットを通して得られた情報における知的所有権を侵害しない。
 - (4) インターネットを通して商用その他営利活動を行わない
6. 附則
この基準は、平成20年7月1日から施行し、本校ホームページ上で必ず明記するものとする。